

告 示

埼玉県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年二月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日	
あすか薬局 小手 指店	所沢市小手指町 一八一八一四八パ町 一クサイド小手B館 一階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十年四月三日 十日	
行田ケアセンター そよ風	行田市天満八 九二	訪問介護	令和五年四月三十 日	
コードみらい北本 タデイサーサイズセンター	北本市下石戸五一下 一耕地原台二			

平成三十一年三月三十一日